

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いに関する整理事項（その4）

◇国への照会状況	
令和2年4月27日付事務連絡の臨時的取扱いにより、認定有効期間を一度延長した申請者について、引き続き認定調査が困難な場合、再度臨時的取扱いを適用して期間延長することは可能か。	可能である。
上記の場合において、再度の臨時的取扱いで延長できる認定有効期間は、その適用する時点で解することは可能か。	可能である。 結果として、通算の延長期間が12ヶ月を超えないことは構わない。 (7/16厚生労働省担当者に確認)